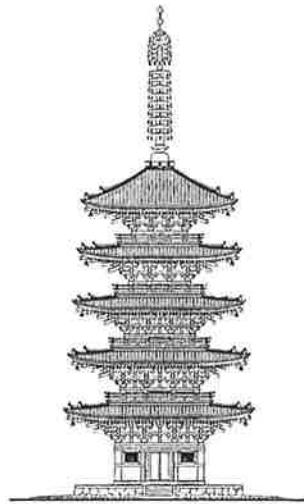


日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第3号 1998年9月7日 発行



目 次

第12回 ICOMOS 総会の日程と参加要領	石井 昭	1
1998年第3回理事会(拡大理事会)報告	岡田保良・他	2
「次期戦略計画」と「文化観光憲章」への提言	石井 昭	6
研究会—歴史的木造建築の保存と構造補強	田原幸夫	9
憲章等研究小委員会の活動状況報告	益田兼房	11
ICOMOS INTERNATIONAL WOOD COMMITTEE		
木の委員会中国大会報告	村上裕道	12
イコモス木の委員会雑報	伊藤延男	20
雲岡石窟と華嚴寺	松本修自	22
BRIEF COMPARISON OF JAPAN AND U. S. NATIONAL REGISTERS	C. H. LIEBS	24
史跡の保存整備とランドスケープ(日本造園学会分科会)	本中 眞	28
事務局日誌(1998/6/1~8/31)	事務局	29
お知らせ—7件	斉藤英俊・松本修自・田原幸夫・他	31

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES/国際記念物遺跡会議

表紙 : 醍醐寺五重塔
COVER : Daigoji Gojunoto

第12回 ICOMOS 総会の日程と参加要領

石井 昭

来年(1999年)10月17日から23日までの1週間にわたり、メキシコ国内の4都市(メキシコシティ、グアナフアト、モレリア、グアダハラ)を会場として、第12回 ICOMOS 総会 - GENERAL ASSEMBLY AND SCIENTIFIC SYMPOSIUM - が開催されます。その日程と参加要領については、ICOMOS 本部発行の ICOMOS NEWS (1998, No.1, No.2)、メキシコ国内委員会発行のリーフレット、等により既に公表されておりますが、誤植や変更もあって情報がいささか混乱している様子ですので、日本イコモス会員の皆様の便宜のために、現時点で確定している基本的事項を以下に記すこととします。

まず日程について:

- 17日(日) MEXICO CITY に集合。開会式と総会第一部。
- 18日(月) 移動。MEXICO CITY, GUANAJUATO, MORELIA, GUADALAJARA に分散。
- 19日(火)-20日(水)-21日(木) シンポジウム = 部門別セッション。
- 22日(金) GUADALAJARA に集合。シンポジウム = 総括セッション。
- 23日(土) 総会第二部と閉会式。

シンポジウムの共通テーマは < THE WISE USE OF HERITAGE > です。また、会場ごとに設定されるサブテーマと配属される国際専門分科委員会は次の通りです。

MEXICO CITY < HERITAGE AND CONSERVATION >

ARCHAEOLOGICAL MANAGEMENT, UNDERWATER CULTURAL HERITAGE,
ROCK ART, ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES.

GUANAJUATO < HERITAGE AND SOCIETY >

TRAINING, PHOTOGRAMMETRY, LEGAL ISSUES,
(*) CATALOGUE AND INVENTORY, (*) INDUSTRIAL ARCHITECTURE.

MORELIA < HERITAGE AND ENVIRONMENT >

CULTURAL TOURISM, VERNACULAR ARCHITECTURE, STONE,
EARTHEN STRUCTURES, WOOD.

GUADALAJARA < HERITAGE AND DEVELOPMENT >

HISTORIC TOWNS AND VILLAGES, ECONOMICS OF CONSERVATION,
HISTORIC GARDENS AND SITES, WALL PAINTING,
(*) 20TH CENTURY ARCHITECTURE.

(*) 設立準備中の専門委。

次に参加要領について:

申込期限 1999年9月22日。

参加会費 1人 400 US\$ (ただし1998年中に申込めば 350 US\$)

シンポジウムでの研究発表を希望する場合

発表形式 論文、ポスター、またはビデオ。使用言語は英語、仏語、または西語。

梗概提出 1998年10月31日まで。A4判3ページ以内。

採否通知 1998年12月31日以前。

完品提出 1999年4月30日まで。論文の場合にはディスクレットを添付。

照会・申込・会費納入先

Arg. Carlos Flores Marini

MEXICO 99 ORGANIZING COMMITTEE

Mazatlan No.190, Col. Condesa, C.P. 06140, Mexico D.F.

Tel/Fax: +52-5-277-3166, +52-5-272-4128

e-mail: icomosmex99@compuserve.com.mx

以上が現時点でお知らせできる基本的事項です。参加を希望される会員は MEXICO 99 ORGANIZING COMMITTEE に宛てて必要な手続きを進めるとともに、日本イコモス事務局にもその旨をご一報ください。今後の連絡を緊密にしたいと考えます。

1998年 第3回 理事会（拡大理事会）報告

1998年第3回理事会（拡大理事会）が、去る7月11日（土曜日）午後1時30分から午後5時まで、東京・神田の学士会館（306会議室）で開催された。出席者は、委員長：石井 昭、理事：稲葉 信子、岡田 保良、田原 幸夫、藤本 強、前野 まさる、宮本 長二郎、宗田 好史、安原 啓示、山田 幸正、渡辺 保弘、本部執行委員：西村 幸夫、小委員会主査：益田 兼房、羽生 修二、事務局員：我妻 綾子（陪席）の各氏、議事内容は以下の通りであった。

< 報告事項 >

1) 歴史的木造建築物保存原則の草案に対する意見書

本年5月4日付で標記意見書をパリのICOMOS本部事務局宛に提出した旨、石井委員長から報告があった。主文はINFORMATION誌第4期第2号に掲載した通りで、大筋において原案に賛成の上、3点の疑義について述べたものである。

2) “US/ICOMOS INTERN PROGRAM 1998”

日本イコモスが推薦した金井 健氏（東京芸術大学大学院生）が標記プログラムに合格し、Historic American Engineering Recordのオレゴン州内にある現場へ配属が決まり、約3ヶ月間の予定で去る5月25日に渡米した。出発に当たって石井委員長宛ての礼状が届いていることが報告された。

3) 第一小委員会（憲章等研究班）の活動状況

さる6月6日、教育会館（虎ノ門）において、協力参加者8名を含めた初会合を開催された。益田主査より翻訳作業の分担等、小委員会の進捗状況について説明があった。

4) INFORMATION誌の発行

6月8日付けで第4期第2号 JAPAN ICOMOS INFORMATION が発行された。151名の会員および海外機関9か所、国内機関9か所に送付された旨、事務局から報告があった。

5) 研究会：歴史的木造建築物の保存と構造補強

6月18日に京大会館において、International Wood Committee（木造建築国際専門委員会）および International Scientific Committee on Analysis and Restoration of Structures in Architectural Heritage（構造補強国際専門委員会）に関連する公開研究会が開催された。木造委の方は伊藤延男・村上裕道両氏からさきに完成した原則草案についての報告、構造委の方は日高健一郎氏から国際委での勧告文作成の経緯などの説明があった。田原理事より、参加者32名（うちICOMOS会員12名）をえて活発な議論が交わされ、盛況かつ有意義な研究会であった旨、報告された。

6) ICOMOS WOOD COMMITTEE 年次会議

6月21日から中国（北京ほか）において、見学旅行を含む標記会議が開催され、日本イコモス国内委員会からは伊藤延男、村上裕道、松本修自の3氏が参加した。

7) 大石寺正本堂保存運動

本年4月以来、米国はじめ国際的な関心が広がっている標記物件の保存運動に関連して、US/ICOMOSの仲介により、ニューヨーク所在で標記建物救済の呼びかけ母体となっているInternational Committee to Save the Sho-Hondoの委員長 David Anthone氏から石井委員長宛、取り壊し反対の行動を促す書簡(6月19日付)が届いているとの報告があった。石井委員長から、この問題の複雑な背景とすでに取り壊しが始まっている実状に鑑み、日本イコモスの理事会としては行動を差し控えるが、我々の立場を明らかにするため、何らかの文書を残したいとの意向が示された。田原理事から、同様の要請がJIA(日本建築家協会)にも届いたが、行動を起こすには至っていないとの補足発言があった。

< 審議事項 >

1) 日本イコモスの中長期的課題

はじめに委員長より、「97年12月の総会において提起した組織上の中長期的課題3種9項目について継続審議を重ねてきたが、それらの全部でなくとも一部については早急に理事会案をまとめ、98年次総会においてなんらかの合意を得たい」旨が述べられた。出席者一人一人から発表された意見内容を取りまとめるとつぎの通りである。

・会員の数について

事務局に無理のない範囲で増大をはかるという声が多数だった(宮本、田原、稲葉各理事、西村本部委員ら)が、国内委員会という性格からして大幅増は望めないという意見(藤本理事)もあった。

・団体会員・維持会員など

個人会員以外の会員について、財政上の面からも、規約上の団体会員や維持会員(賛助会員)の勧誘を進めるべきとする声が多くあった(宗田、稲葉各理事ら)。ただそうした会員の選別には利害関係の点で注意を払う必要があるという意見(前野理事)、地方自治体を会員として取り込んでいくべきではないかという意見(西村本部委員)も見られた。

・会費について

現行1万円という個人会費を、2000円程度(渡辺理事)から現行の倍額くらい(宗田理事)まで増額してもよいとの意見もあったが、現状維持を望む声が多かった(前野、岡田各理事ら)。ただし、円安に伴う本部会費値上がり分は徴収する必要があり、国内経費分と本部上納額分を峻別し、後者を変動制に移行させて実質は若干の値上げとする(山田、前野各理事ら)ことへの反対は聞かれなかった。また、会費の自動引き落としを勧める声(前野理事)があった。

・会費外収入の確保

収入増加を実現する手だてとして挙げられたのは、各種助成金の申請(田原理事)、出版等の事業活動(羽生主査)のほか、イコモス活動の恩恵を受ける文化財業界に対して寄付金依頼など協力呼びかけ(宮本・安原各理事、益田主査)、国内限定の別種会員制度の検討(岡田理事)などがあった。

以上に関連して、従来個人会費は日本イコモスが国内で行う各種の事業の経費に充て、団体会員や維持会員の会費については、海外で開かれる国際会議に会員が出席する際の渡航旅費を補助する原資に充てるという方向で考えてはどうかという意見(稲葉理事)も出された。

2) 新規入会者の承認

下記3氏の入会希望について、石井委員長・藤本副委員長から説明があり、審議の結果、承認した。

(入会希望者名)	(現職)	(推薦者)
大貫良夫	東京大学名誉教授・リトルワールド常務理事	藤本 強・石井 昭
柳沢孝次	大成建設技術本部技術開発第一部部長	坂本 功・日高健一郎
村上詔一	文化庁文化財保護部建造物課長	伊藤延男・石井 昭

3) 国際専門分科委員会への参加者の選任

・ ICCC (文化街道専門委員会)

設立準備中の標記委員会からかねて要請のあった Preparatory Member として、石井委員長と安原理事の共同提案に基づいて杉尾邦江氏を推薦することを認め、同氏の了承を定めることとした。

・ ISCARSAH (構造補強専門委員会)

すでに Voting Member として日高健一郎理事が参加している標記委員会の Associate Member として、坂本 功、西澤英和両氏を推薦することを承認した。

4) 第三小委員会(構造補強研究班)の新設

発案者の日高理事が欠席のため、石井委員長から標記小委員会設置の提案説明があり、全員異論なく承認した。目下、構造補強の国際専門委員会(略称 ISCARSAH)において「推奨指針」の作成が進んでおり、日本イコモスとして、日本の修復理念と実務経験を反映させるべく代表メンバーを組織的に支援する必要があるというのが提案趣旨である(その旨を記した資料が配布された)。

なお、正式名称は「歴史的建築物の構造的修復と補強に関する研究班」、主査を日高健一郎氏とすること、飯田喜四郎、金多 潔、坂本 功、清水真一、中川 武、西澤英和、村上裕道の各氏を委員として選任し、期間は当分の間とすることを合わせて了承した。

5) 次期 ICOMOS 本部執行委員候補の推薦

1999年10月の総会で改選される ICOMOS 本部執行委員について、石井委員長より推薦のルール等の説明があった後、審議の結果、現在1期目の西村幸夫氏を委員長名で推薦することを決し、本人も了承した。

6) “ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002” 策定に関する提案書の作成

INFORMATION 誌第2号において石井委員長が紹介した通り、ICOMOS の次期戦略に関する標記計画の策定に当たって、本部執行委員会は、6項目の戦略目標の実現に向けて各国国内委員会及び各種国際専門委員会に対し、“TASKS”(当面の実践課題)の検討、提案回答を求めている。提出期限8月1日を前提として審議した結果、西村本部委員、岡田理事、益田主査の3名に検討を委ね、西村氏が草案を取りまとめて石井委員長あて報告することとした。

7) “ICOMOS CULTURAL TOURISM CHARTER” 草案に対する意見書の作成

INFORMATION 誌第2号において石井委員長が紹介した標記イコモス文化観光憲章の草案について、観光業者との関係、現今の文化遺産保護の実状、背景にある観光人類学、世銀融資の問題点など、配慮すべきいくつかの点について出席者から意見があった。協議の結果、稲葉、藤本、宗田各理事と益田主査から石井委員長に宛ててコメントを寄せ、委員長がそれらを集約する形で意見書に仕上げることとした。

8) 1998年後半期事業計画

① 研究会等：

田原理事より、近代文化遺産の保護組織でパリに本部のある DoCoMoMo (The Documentation and Conservation of buildings, sites and neighbourhoods of the Modern Movement) において目下日本支部設置が求められているとの報告があり、合わせてそれを契機として本年11月頃、関係する日本建築家協会、日本建築学会などと共催で「近代建築の保存問題」に関する研究会を催したい旨提案があり、了承した。

② 憲章等研究班：

第一小委員会益田主査より、次回拡大理事会の開催に合わせ、ゲスト・コメンテーターを招いて国際憲章等に関する研究座談会を開催したいとの提案があり、了承した。

③ 出版協力：

第二小委員会羽生主査より、日本ユネスコ協会連盟から「世界遺産ハンドブック」(仮題)の解説文寄稿の協力について、企画案を添えて依頼があった旨説明があり、理事を中心に10名程度で分担することを了承した。

④ 市民講座等：

第二小委員会羽生主査より、江東区文化センター講座「世界を旅する ～日本・東南アジア編～」への協力要請があったことが報告され、審議の結果これを引き受けることを認め、具体案の検討を羽生主査と宮本理事とに委ねることとした。

⑤ 文化遺産ツアー：

かねて前野理事が企画し、参加者を募っていたブルガリア ICOMOS 交流と世界遺産見学の旅 (INFORMATION 誌第2号掲載) は、9月24日出発10月4日帰国という日程で参加者10名で実施されることが同理事から報告され、これを了解した。

9) 日本イコモス・インターンプログラムの準備

かねてより前野理事を通じ、関係方面の協力を仰いで受け入れ計画を進めている標記プログラムは、US/ICOMOS に準じた通常の日程によると、11～12月に公募、翌年1月に応募締め切り、2～3月頃に選考、プログラムの実施は6～9月となるので、来年に第1回インターンを受け入れるためには、10月開催予定の次回理事会において成案を得る必要があり、引き続き同理事にご尽力願うこととした。

10) INFORMATION 誌第3号発行計画

山田理事より、第4期第3号の編集内容について、今回の拡大理事会報告、伊藤・村上・松本3氏による中国での木造建築国際専門委員会の報告、Chester H. LIEBS 氏 (US/ICOMOS) の昨年12月の講演録 (英文) などのほか、三宅理一、渡辺勝彦の各氏に寄稿依頼を行っており、総頁で30ページほどを予定していることが述べられ、これを了承した。

11) 次回拡大理事会および年次総会の開催予定日時

次回第4回理事会 (拡大) を10月24日 (土) に開催し、総会とそれに先立つ第5回理事会を12月12日 (土) に開催することを申し合わせた。

12) その他

宗田理事より、日本イコモス紹介のリーフレット改訂版印刷見本が配布された。

(理事会報告 文責：岡田 保良・石井 昭)

「次期戦略計画」と「文化観光憲章」への提言

石井 昭

会員の皆様のご検討に供するべく、去る6月8日発行の当 INFORMATION 誌（第2号）に、2編の英文テキストを掲載しました。第1は ICOMOS 本部の EXECUTIVE COMMITTEE 内に設けられた WORKING GROUP（主査：Ann WEBSTER SMITH 副会長）によって作成された ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002（次期戦略計画）の草案、第2は国際専門委員会の一つである CULTURAL TOURISM COMMITTEE（委員長：Hisashi Bill SUGAYA 氏）によって作成された ICOMOS CULTURAL TOURISM CHARTER（文化観光憲章）の草案で、両者とも、7月末までにコメントを提出して欲しいとの要請状を添えて送られて来たものです。

わが日本イコモスでは、去る7月11日の拡大理事会においてこれらを審議し、必要な措置を講じました。以下にその経緯と結果を報告します。

次期戦略計画

草案には THE MISSION（イコモスの使命）・THE GOALS（長期的包括的な目標）・THE STRATEGIES（各目標を実現するための戦略）までが書かれており、国内委員会に求められたのは具体的な TASKS（特定の戦略のもとで取り組むべき当面の実践課題）についての提言です。拡大理事会では、岡田保良・西村幸夫・益田兼房の3氏に原案を執筆願ひ、それを受けて委員長（石井）が正式の「提案書」を作成することとしました。

[岡田保良氏・西村幸夫氏による原案]

- 1) すでに活動を開始している「構造補強」の小委員会のほかに、国際専門委員会に準じた国際専門家グループの組織的活動を促す。たとえば wood や earthen structure では実現の見込みがあると思われまじし、archaeological management や historic town、さらに photogrammetry（または recording）に関わるグループなども、是非必要かと思ひます。
- 2) 海外専門家の議論や最先端の情報を日本国内の該当分野に速やかに反映させるべく、代表委員の国際専門委員会への参画を支援する。
- 3) 国内専門家情報の把握と公開につとめる。たとえばアンケート方式により、会員の活動報告として、「調査保存事業」「報告研究集会」「著書報告書」といった項目ごとに一覧表の形で定期的にインフォメーション誌に掲載する。
- 4) インターネット上に日本イコモスのホームページを開設し、また E-mail を活用して情報の収集かつ発信につとめる。
- 5) 西暦 2002 年まで、前年比 10 %程度の割合で正会員増大、併せて賛助会員、維持会員の確保をはかる。
- 6) 本部の議論の中に、各国の経済状況によって会費を区分する案が浮上していることに賛同することと併せて、日本の個人会費のうち国内委員会維持費分の値上げはせず、本部納付金については本部の決定、および為替レートの変動に沿って変額制をとり入れる。
- 7) アジア・太平洋地域における ICOMOS 国内委員会の地域会合を推進する。
- 8) 東アジアの ICOMOS 国内委員会の設立を促し、それらとの緊密なネットワークを形成する。

[益田兼房氏による原案]

- 1点だけ。中国・韓国・日本などの地域的なイコモス交流活動を促進することは、アジア・アフリカ地域では依然として重要な課題です。また、イコモス国内委員会の無い国に設立を勧めることも大切です。世界遺産条約加盟国（各国は専門家を代表として世界遺産委員会等に派遣することが期待されています）が150を超えているのにその半分しか国内委員会が十分な活動ができていない現実を改善するよう、どこかに入れてもらうのはいかがでしょうか。また、各国が国別憲章を作ることの重要性を強調することも、地域間の交流を促進する上で有効でしょう。

[委員長が作成した提案書]

上記3氏の原案に私自身の意見を加え、かつ Ann WEBSTER SMITH 主査 からの要請に沿うよう、GOAL - STRATEGY の文言に可能なかぎり対応させています。ご異論もあろうかと思いますが、ご了承ください。

ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002

What short-term initiatives does ICOMOS need to establish in order to support a particular strategy ?

TASKS proposed by JAPAN/ICOMOS

Goal-

Strategy: Task

1-a): (National Level)

3-e): All of the current doctrinal texts of ICOMOS, such as charters, principles, and guidelines, together with some of similar texts of related international bodies in the field of cultural heritage conservation, are to be translated into our own language and distributed among those concerned. The project has been initiated.

5-c):

(International Level)

Translation of doctrinal texts into diverse languages other than English, French and Spanish should be encouraged, just as was the case with the Venice Charter, so that they may be influential truly throughout the world.

2-a): (National Level)

2-b): In the forthcoming triennium, our National Committee will participate in wider range of the professional activities of ICOMOS by dispatching at least one delegate, as a voting member, to each of the International Scientific Committees. We are currently represented at 10 Committees.

(International Level)

Some of the International Scientific Committees should be recommended to review their statutes in order to make them consistent with the Eger Principles.

3-b): (International Level)

1-b): Members of our National Committee continue to collaborate with governments and institutions in organizing most effectively international seminars, symposia, workshops, etc. every year, with particular regards to conservation issues in the Asia and Pacific region. The establishment of an International Study and Training Center is now under consideration in government circles.

4-b): (International Level)

6-a): As for communication activities, more frequent and regular issue of ICOMOS NEWS is a matter of utmost importance. Appropriate information from the Bureau and the Executive-, Advisory-, and International Scientific Committees should be conveyed by the ICOMOS NEWS directly to every member all over the world. Remember the majority of our colleagues, belonging to none of the above Committees, may often regard membership dues as subscription rates. Without improving ICOMOS NEWS, collecting membership dues would be more and more difficult.

(National Level)

Our National Committee has its own newsletter, JAPAN ICOMOS INFORMATION, currently published 4 or 5 times per year. In the forthcoming triennium it is expected to be a regular bimonthly.

6-d): (National Level)

6-f): As of 11th July 1998, our National Committee consists of 154 individual members. Although the appropriate number of members, along with various organizational problems, is yet under discussion at its Executive Board, the target figures for 2002 will be between 200 and 230.

(International Level)

Systematic efforts should be made in order to increase the number of member nations. It is desirable that every country with the World Heritage sites in its territory has the National Committee of ICOMOS. As for Committees in Asia and Pacific, the establishment of regional and sub-regional networks combined with periodical meetings must be one of their important tasks in the coming years.

文化観光憲章

前述した「次期戦略計画」とは違って「文化観光憲章」の場合は、草案の文言そのものを検討対象とする幅広いコメントが求められていました。拡大理事会では甚だ活発な討論が行なわれ、協議の結果、藤本 強・稲葉信子・益田兼房・宗田好史の4氏に提言を執筆願ひ、それを委員長のもとで総括するという方針が立てられました。

[藤本 強氏]・・・ICOMOS の性格から考え・・・CHARTER には原理・原則を盛り込むのが適当だと思っっているのですが、それ以外のものが多数盛り込まれている・・・。確かに、遺産を守るためには、現地の人々の暮らしの問題にまで立ち入らなければ、十分に役割を果たすことができないかもしれませんが、それを ICOMOS の CHARTER に入れる必要があるのかということそれは疑問です。それで・・・① 雇用と地元の工芸品の販売について生の形で出てくる Principle 5.2 と 6.3 はできれば削除する。それができないならば、せめて Objectives of the Charter のなかにまわす。② Principle 5 の前文の2行目の employment and を削除する。こうすれば、十分とは言えませんが、私の思っている ICOMOS の基本的な考え方に若干近づくように思います。

[稲葉信子氏]・・・町並み保存(伝建制度)に関わってきて痛感されますことは、ツーリズムや地域開発計画・・・を推進する側の行政の部局や関連業者・・・が、文化財保存行政とは無関係に計画を進めてしまう・・・現状です。この問題は世界共通と思われ・・・今回のツーリズムに関する憲章も、専門家に対するよりは、むしろ観光開発を進めるメジャーの側への警告が主たる内容になっているのも、やむを得ないことかと考えています。・・・上記のことを考慮して、「文化財にかかわる観光計画策定に際しては、その地域に関する国際レベル、国レベル、地方レベルの地域開発計画、観光振興計画などに関する部局の政策決定者を加え、各々が担当する計画にきちんと反映させることが望ましい」などの文章を、前文(Objectives of the Charter)の後半、あるいは、Principle 4 か Principle 5 に入れたらと思いますがいかがでしょうか。

[益田兼房氏]・・・各条文の背景にある観光の持つ非情な側面を強く感じ、この憲章がその現実を少しでも改善しようとする善意の意図に出たものであることは理解しながらも、しだいに悲しくなりました。・・・観光は現地の地域住民にとってみればたしかに避けられない現実です。豊かな観光客から・・・利益を受ける一部の人々にとってはこの憲章は「ありがたい」ものでしょう。しかし、観光に無縁で従来の伝統的な生活を平穏に送りたいオーセンティックな住民にとっては、観光は一方的な暴力と差別、怒りと悲しみの根源です。両者の立場の相違は地域社会の中に亀裂を生み、社会の崩壊を招くこともあります。・・・地域原住民の立場からの視点が不足している気がします。

[宗田好史氏]・・・本流の保存派の意見とくらべ、・・・確かに Tourism に対して積極的であり、欧米先進国以外の国々、それも Local な地域の、Intangible な遺産にも理解を示している点で、前衛的ともいえる内容です。しかし、この点に問題を感じております。・・・Charter の「3.2: Respect for the sanctity of spiritual places ---」とか「Principle 4: Host communities and indigenious peoples should be involved in planning for tourism to heritage places.」等の表現を見ていると・・・すべて先進国が担うという思い上がりがみられると感じます。・・・対象とする歴史や伝統の民俗は、まずその子孫が、中でもそれを深く学んだ人々が、よりよく理解するという視点を欠いています。・・・ICOMOS の Charter として成立させるには、不十分と考えます。

4氏から寄せられた提言の大意を並列的に記せば以上の通りです。これを受けて日本イコモスの正式意見書を作るには、どうしたらよいでしょうか。思案を重ねた結果、私はこれを断念し、CULTURAL TOURISM 国際専門委員会の幹事 Graham BROOKS 氏に宛てて「日本イコモスには多様な意見がある。集約は難しい。必要なことは今秋の年次会議で報告したい」旨の書簡だけを送りました。同専門委の VOTING MEMBER でもある私自身が 現・草案に満足していないことは当 INFORMATION 誌の前号に記した通りです。

< 研究会報告 >

木の委員会・構造委員会 合同研究会

事業担当理事：田原幸夫

今回の研究会は、1998年第2回理事会において今年の事業計画（研究会・講演会）の一つとして提案、承認されたもので、6月18日に京都・京大会館において開かれた。

平日にもかかわらず多数の参加者を得て熱心な討議が行われたが、以下概要をご報告したい。

趣旨：

イコモスの「木の委員会（WOOD COMMITTEE）」では、関係委員の長年の努力で“Principles for the Preservation of Historic Timber Structures”の最終草稿が完成した。（JAPAN ICOMOS INFORMATION 第4期第1号所収）一方、イコモスの国際専門委員会の中では比較的新しい「(仮)構造委員会（ISCARSAH）」では、修復・補強における構造技術の適用に関わる“Recommendations”の作成作業が始まっている。こうした動向に日本イコモス国内委員会として適切に対応するため、両委員会の関係者を講師に、これまでの経緯と今後の方針を議論するとともに、修復理念に関わる基本的な意見交換の場を提供することが意図された。

プログラム：

挨拶	石井 昭 委員長	
第1部	「木の委員会」	講師、伊藤延男氏・村上裕道氏
第2部	「構造委員会」	講師、日高健一郎氏
第3部	全体討論	

議事報告：

（午後1時から5時過ぎまで講演と熱心な討議が行われた。その全ての内容を正確に記すのは筆者の能力の及ばぬところであり、概要報告ということでお許しいただきたい。また表現が適切でない部分があれば重ねてお許しをいただきたい。）

第1部：

先ず伊藤延男氏から「木の委員会」の歴史の紹介があり、“Principles”についての内容説明がなされた。そして、この研究会の後中国で委員会が開かれる旨の報告があった。さらに1931年の「アテネ憲章」に始まり、その後の「ベニス憲章」からイコモスの設立（1965年）、さらにはオーストラリアの「バラ憲章」に至る世界の「修復理念」にまつわる数々のテーマについてのお話があった。「ベニス憲章」起草委員の地域的偏りに起因する問題や、保存用語や概念の国による違いといった、国際社会において「保存」を取り巻くさまざまな課題につき、関野初代委員長のエピソードも交えての興味深い講演であった。

次に村上裕道氏が、“歴史的建造物における構造診断について”と題して講演。阪神淡路大震災後の経験に基づき“構造”の抱えるテーマに関する報告と問題提起を行った。氏はこの中で、先ず成されるべきは「構造診断」であって「構造補強」ではないこと、そのためにはデータ蓄積が重要であること、また、現在の我が国の法制度のもとにおける具体的問題点や、「オーセンティックな補強」という概念は在りうるのかといった根本的なテーマについて、歴史的な流れを踏まえて話された。我が国の将来の文化財のあり方について、多くの示唆を含んだ講演であったように思う。

第2部：

第2部は、ISCARSA の voting member である日高健一郎氏による、ISCARSA 発足の経緯と現在纏めつつある“Recommendations”についての報告である。氏はISCARSA が置かれている状況と、“Recommendations”検討のスケジュールについての説明をされた。

“Recommendations”の中で第1部の“Principles”については、これまで多くの議論がなされほぼ固まっていること、第2部の“Guideline”については6月末までに意見送付を求められていること、それ以後の内容についてはまだまだ変更が有りそうなことなどであったが、特に日本の意見をどのようにこの指針に反映させていけるかについては、特に対ヨーロッパ諸国との関係においていくつかの問題点が指摘された。日本イコモスにおける委員個人の犠牲的ボランティア活動の限界についても考えさせる講演内容であり、これに続く討論では活発な意見が交わされた。

討論：

先ず“Principles”（木の委員会）の「修理と取り替」に関して、取り替え材としてもとの材料がない場合の対応については、材料が変わることはやむをえないが今後は取り替えの量自体を減らすことも重要とのコメントがあり「歴史的保存林」の創設は重要なテーマだが我が国においては難しい、との指摘も成された。また実際の保存工事の現場、特に民間では先ずコストの問題が障害になり理想的には進まない旨の発言もあった。さらに、“Principles”と“Recommendations”（構造委員会）との関係について議論が及んだ。“Recommendations”はすべての構造に適用になることから、特に木造については日本がきっちりと意見を言う必要があるという指摘である。この件については日本がヨーロッパ勢に対抗できるだけのパワーをいかに確保するか議論になり、全てを委員の個人的ボランティアに依存する体制では無理があるとの指摘、また本来国がもっとバックアップすべきとの意見等が出されたが、現実の解決策として構造に関する小委員会を新たに設置し、voting member を支援して行くことで了解された。また多様で文化体系の異なる国々に同一基準を適用すること自体疑問である、との意見も出されたが、一方、我が国の現在の状況を乗り越えるためには国際ルールも有効との指摘や、海外で仕事をするときには絶対必要であるとのコメントもあった。

最後に、「安全」に対する構造設計者のリスクの大きさを例として、文化財保護法・建築基準法という現在の2本だての法体系の問題点を指摘する意見が出され、新法の必要性や建設省と文化財の将来的関わりなどにも議論は及んだ。

イコモスという国際 NGO の一員として、世界と協調しつつ一方で日本の立場を守るという、非常に困難かつ重要な役割を各委員が現実に担っていることを、改めて認識させられた研究会であった。

最後に当研究会の開催に当たっては、会場手配から準備事務作業まで、京都大学の西澤英和氏および研究室の皆様大変お世話になった。改めて厚くお礼を申し上げたい。

参加者リスト (ア行順・敬称略)

*印はイコモス会員

足立裕司	*飯田喜四郎	池亀 彩	*石井 昭	石川祐一	*伊藤延男	井上 啓
*上野邦一	*岡田保良	金多 潔	*川嶋一雄	河原伸治	木下寿之	佐藤定義
*田原幸夫	竹口泰生	鶴岡典慶	富永善啓	中村貴志	*中村賢二郎	
*西川幸治	西岡 聡	長谷川哲也	*日高健一郎	藤沢 彰	布施常清	朴 永周
*益田兼房	*宗田好史	*村上裕道	村田信夫	山岸常人	吉岡伸悟	以上33名

憲章等研究小委員会の活動状況報告

主査 益田兼房

今年から日本イコモスの規約に基づき設置された憲章等研究小委員会は、大成建設基金の支援を受けて順調に活動を行っている。事業計画の概要は既に報告済みであるが、ここではその後の進捗状況の概略をご紹介したい。

4月18日の拡大理事会をうけて、稲垣栄三顧問のもと主査を含めて7名の委員と、翻訳実務等にご協力いただく会員外の若手の協力委員の選定をし、翻訳対象資料の収集と配布、翻訳の分担を決めて一定の作業ができた時点の6月6日、国立教育会館で第1回会合を行った。ここでは12名が参加し、オーストラリアの国内憲章であるバラ憲章を事例として翻訳の要領や用語の問題をおおかた定め、また日本の国内憲章作成を考えるとときの留意点等について検討した。

次いで7月11日に神田学士会館で公開の研究会を開催し、30名を越える参加者を得た。まず「憲章等研究小委員会の課題」について益田兼房による経過報告、続いて清水重敦氏ほか5名の協力委員より「海外憲章等翻訳上の問題点」と題してそれぞれ報告があり、質疑応答ののち、出席者全員による熱心な意見交換が行われた。特にポーランド、アメリカ、イタリアからの外国人専門家からのご意見は興味深く、ラテン語起源の術語にしても、米語・英語・仏語の間での用語の相違が大きいことが指摘され、小委員会では、英語との対訳の形で翻訳を作成する以上、憲章原文が明らかに仏語であっても英語を主として仏語を参照することに方針を変更することとした。訳文には翻訳者による註を含む解題を付ける予定であり、これらの用語解釈もそこに含むこととなる。

憲章の翻訳作業手順では、協力委員の一次分担による翻訳素案作成、二次分担による翻訳素案校正、委員による素案校正検討を経て原案を作成することとしており、ここまでの大方の作業を8月1日・2日に連続して神田学士会館で終日行った。この結果、現時点では、マドリッド憲章1904、アテネ憲章1931、アテネ憲章1933、ヨーロッパ建築遺産憲章1975、アムステルダム宣言1975、文化観光憲章1976、歴史的庭園保護（フィレンツェ）憲章1981、オーストラリア・バラ憲章1981、カナダ・アップルトン憲章1983、米国内務省憲章1983、ヨーロッパ建築遺産保存条約1985、カナダ倫理行動規範1985、歴史的都市街区保存（ワシントン）憲章1987、考古学遺跡管理（ローザンヌ）憲章1990、米国歴史的町並み保存憲章、小さな集落の活性化（トラスカラ）宣言1982、小さな町の保存会議（ローテンブルグ）決議1975、水中文化遺産保護憲章1996の18本の原案がほぼ完成しつつある。今後の日程は、憲章検討については、原案構造検討作業とともに10月24日に研究座談会、12月12日には報告会を予定している。また翻訳成果や憲章検討過程を記録した報告書作成を今年末頃を目途に予定している。

なお、直接にこの小委員会の仕事ではないが、7月11日研究会でも報告したように、9月19日（土）の全国町並み保存連盟主催の東京ゼミ憲章ワークショップ（東京大学赤門となりの学士会館分館で、午後1時から7時まで）では、町並み保存分野での各種憲章の報告や討論を予定しており、日本イコモス国内委員会もこれを協賛することとしている。日本の文化財保護分野で唯一、憲章を制定活用しているのがこの町並み保存分野であり、理念憲章から意匠指針まで各種あって、今後とも地域住民を中心とするソサエティが自らを律する規範として存続することが見込まれる。米国のように国別憲章の下で個別分野としての町並み保存憲章を制定している国もあり、日本が今後国別の文化遺産憲章を考える場合、個別分野の町並み保存憲章との調整が必要となる可能性がある。その意味で、同連盟を構成する各地の保存会の動向が注目される。興味をお持ちのかたは、連盟事務局（電話03-3595-0731）にご連絡いただきたい。

国際木の委員会中国大会報告

村上 裕道

標記委員会が6月21日から28日まで中国で開催されました。日本から伊藤延男先生、松本修自氏及び私の3名が出席いたしました。以下、中国大会の概要について報告いたします。

日 程

6月21日(日)	到着
22日(月)	夏宮視察の後、故宮博物院見学 ICOMOS 中国主催レセプション
23日(火)	午前 ラマ寺院、午後 天津市の独楽寺を視察 夕食後大同へ向けて11時21分発の夜行列車に乗車
24日(水)	早朝に大同着、午前 大同石窟寺院を視察 午後 華嚴寺、上華嚴寺及び善化寺視察
25日(木)	応県に向けて出発、途中、10時半頃 懸空寺視察 午後 応県八角塔を視察 夕食後北京に向けて夜行列車に乗車
26日(金)	早朝到北京着、朝食後、承德に向けて出発 離宮及び離宮内の寺院を見学 夕食後 PRINCIPLE 等の討議
27日(土)	朝食後、北京へ向けて出発、途中に万里の長城を見学 夕食 中国文化財局等によるレセプション
28日(日)	帰国

委員会の会議内容について

1 プリンシプルについて

プリンシプルについては、この春に各国内委員会に配布され、総会提出の最終段階となっていたが、日本及びノルウェー国内委員会から条文の内容について指摘があったので、取扱について協議した。

ノルウェー国内委員会からの質問は、対象構造物の定義に関するもので、木造構造物には橋などの土木構造物も含まれると解釈されることから、定義中にそれを示す文言が必要であるとの指摘であった。改正文は、前文4行目の「**constructions**」を「**structures**」に変更した。

日本からの指摘事項は、既に前号で記載されている通りである。

5項の「**should be reversible**」の解釈については、その前に「**for preference follow traditional means**」が挿入された。欧米参加者の発言内容から、彼らは従来の考え方に従って「**reversible**」を理念として使いたいと考えていると思われた。

解体修理に関係する6項は全文改訂となり、ある環境のもとでは解体修理や部分解体修理も「**minimum intervention**」の中に含まれる、肯定的な表現となった。

また、8項のオリジナル・デザインに関しても指摘通り、「its original design」が「its earlier state design」に変更された。

検討結果は、別紙に記載する。5稿は各国内委員会に配布した原稿、6稿は今回の討議の結果採用された案である。変更点は下線にて示す。

なお、委員長から出席者に、文章の改善案があれば申し出るようにとの発言があり、2項の「such as ultrasound,...thermography」が具体的な作業内容すぎるとの意見で「analysis」にまとめられた。また、同趣旨の意見で9項の第2パラグラフの「such as knots」が抹消され、同所の「always」も表現がきつすぎることから抹消された。

2 International Expert Meeting on Historic Forest Reserves について

委員長から、標記会議の開催補助を申し出ていたアメックスから何の前触れもなく開催補助の中止通知があり、今後の方向が見えなくなった、理由は未だに不明との報告があった。

また、イコモス・カナダのアンドリュー・ポーター氏からは、その知らせの後に、標記会議を希望していたイコモス USA と会議開催について協議したが、いくつかの疑問点があり質問したところ、回答が帰ってこなかった、USA の対応が不明との発言があった。

3 委員会の今後の活動について

委員長から次回メキシコ総会までを区切りとして、委員長職を辞したい旨の発言があり、次回以降の運営については、新執行体制の基で決めてほしいとの発言があった。

なお、新委員長の立候補について言及があり、イギリスのミッシェルモア氏がイギリスは大いに関心を持っているとの発言があった。

4 その他

会議後、イギリスのミッシェルモア氏、カナダのポーター氏からこれからの「木の委員会」の運営について、最初にイギリスが三年して、次に木の委員会で重要な役割を担っている日本が三年運営し、次にカナダが三年とヨーロッパ、アジア、アメリカ大陸で運営を分担していかないかとの提案があった。

また、マルステン委員長からは歴史的木造構築物保存に関するプリンシプル作成に当たって、「日本が日本の保存理念を発展させて、世界的保存理念へと昇華させたのであるから、次は日本が運営を行うのが最適と思う。」との個人的な話があった。

いずれにしろ、近い将来、日本に「木の委員会」の運営を任される可能性が高い。この点について、日本国内委員会で対応を協議する必要が有ると思われる。